

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、約11万4千人（令和5年3月1日現在）で、人口減少社会の中において、本市も令和2年頃をピークに緩やかに減少しており、少子高齢化に伴い、今後も緩やかに減少していくことが予測されている。また、生産年齢人口割合においては、平成7年の74.4%をピークに、令和5年は63.0%にまで減少している。

このような中、本市が持続的な発展を目指すためには、経済活動の主体である生産年齢人口の増加を図るとともに、人手不足に対応した生産性向上に向けた先端設備等の導入促進を図る必要がある。

また、本市の産業構造は、卸売業や小売業の事業所数が全体の約22%と一番多く、次いで飲食サービスが約14%、建設業が約11%、製造業が約10%となっているが、地域経済を牽引する製造業における製造品出荷額については、全体の約8割が鉄鋼業となっており、鉄鋼産業に偏重していることから、様々な業種によるバランスの取れた産業構造の構築が急務となっている。

本市の事業所数は、3,950事業所であるが、2年前の統計と比較すると、約130事業所も減少しており、とりわけ卸売業、小売業、製造業の減少数が大きい。

また、平成29年度に市が実施した市内事業所の実態調査から、市内の中小企業は、少子高齢化社会に伴う人手不足、売上低迷、原材料価格の高騰、経済のグローバル化に伴う競争力の激化などの課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

こうした中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した経営基盤の強化を図るとともに、先端設備等の導入による国際競争力の強化を図ることが喫緊の課題である。

(2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、労働生産性の向上を図るため、導入促進基本計画の計画期間（2年間）における先端設備等導入計画の認定件数50件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の目標伸び率は、計画期間内において年平均3%以上を目標とする。

2 先端設備等の種類

東海市の産業は、県内自治体でも有数の製造品出荷額を誇り、鉄鋼業などの製造業を中心として、発展をしてきた。また、平成28年経済センサスによると産業別事業所数は、卸売業や小売業の事業所数が全体の約22%と一番多く、次いで飲食サービスが約14%、建設業が約11%、製造業が約10%と様々な業種が立地しており、これら産業全般の多種多様な設備投資が東海市の経済、雇用を支えている。

したがって、産業全般の全面的な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、臨海部に製造業が集積するとともに、太田川駅周辺には飲食サービス業、インター周辺には物流業が集積するなど、市内全域に多種多様な産業が発展しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業、小売業、飲食サービス業、建設業、製造業など、様々な業種が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定及び健全な地域経済の発展に配慮するため、次に掲げる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。

- (1) 人員削減を目的としたもの。
- (2) 公序良俗に反する取り組みのもの。
- (3) 反社会的勢力との関係が認められるもの。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。